

令和二年十二月十一日受領  
答弁第八〇号

内閣衆質二〇三第八〇号

令和二年十二月十一日

内閣総理大臣 菅 義 偉

衆議院議長 大 島 理 森 殿

衆議院議員中谷一馬君提出菅義偉内閣総理大臣のお膝元である横浜市においてカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例を請求するための署名が二十万筆集まったことについての見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員中谷一馬君提出菅義偉内閣総理大臣のお膝元である横浜市においてカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例を請求するための署名が二十万筆集まったことについての見解に関する質問に対する答弁書

一について

特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第九条第一項の規定により区域整備計画の認定の申請をするかどうかは、都道府県等（同法第六条第一項に規定する都道府県等をいう。）が判断するものであり、お尋ねについては、政府としてお答えすることは差し控えたい。